

山梨県国民保護計画

(変更予定箇所)

山 梨 県

等の定めるところにより、適切に保存することとし、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に保管する等の配慮を行う。

4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

(1) 市町村の組織の整備

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当部署を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 指定地方公共機関の組織の整備

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置及び参集基準等の必要な体制の整備に努めるものとする。

また、国民保護措置の実施体制について、国民保護業務計画によりあらかじめ整備しておくものとし、県は、その実施体制の把握に努める。

5 医療提供体制の確保

県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等との連携体制等

県は、県内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、ガス事業等のライフライン事業者である指定公共機関等は、事業者間の広域応援体制の整備に努めることとされている。

なお、指定公共機関等の連絡先は、資料編2に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報に更新する。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画への助言

知事は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、その円滑な運用等に資するための助言を行うなど、連携の確保を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等（県民生活支援課、衛生薬務課、環境整備課、治山林道課、産業振興課、食糧~~花き~~水産課、県土整備総務課、警察本部）

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の構築に努める。

6 自主防災組織に対する支援（防災危機管理課）

武力攻撃災害が発生した場合には、被害の防止や軽減を迅速かつ効果的に実施されるよう、地域住民で組織する自主防災組織の役割は重要となる。

このため、県及び市町村は、防災のための連携体制を踏まえ、自主防災組織の核となるリーダーの研修、防災資機材等の配備、訓練の実施等を行い、自主防災組織の育成強化に努める。

7 ボランティア団体等に対する支援（まなび支援課、福祉保健総務課）

地震など大規模な自然災害が発生した場合において、ボランティアによる活動が大きな役割を果たすことが明らかとされた。これは、武力攻撃災害の発生した場合においても同様な役割が期待される。このため、県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社山梨県支部、山梨県社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

(2) 県における警報の伝達に必要な準備 (各所属)

総務大臣(消防庁)から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる県内に所在する公共施設等多数の者が利用する施設の名称、所在地、連絡先(電話番号、FAX等)、規模(入場者数等)等の把握に努める。

(3) 市町村に対する支援 (感染症対策センター、国際・水素戦略推進課、男女共同参画・多様性推進課、観光振興グループ、観光地経営支援グループ、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課、子育て・次世代サポート課、こども福祉課、警察本部)

県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報を行うことができるよう、市町村に対し外国語による警報文面の作成、提供などの必要な支援を行うこととする。

県警察は、市町村と連携し、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努める。

3 市町村における警報の伝達に必要な準備

市町村長は、知事から警報の通知があった場合の住民及び公私の団体(自治会、町内会等)への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村長は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(防災危機管理課、消防保安課、広聴広報グループ、DX課、行政法務課、市町村振興課)

県及び市町村は、国が整備する「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」(通称「安否情報システム」)や既存システム等を活用して、安否情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

(1) 収集及び報告すべき安否情報

県は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民の安否情報として、次に掲げる情報について武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。資料編7参照)に定める様式第1号「安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)」及び様式第2号「安否情報収集様式(死亡住民)」により収集し、様式第3号「安否情報報告書」により総務大臣(消防庁)に報告することとする。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ア 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- イ 被災情報、安否情報に係る情報収集訓練及び警報、避難の指示等の通知、伝達訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練にあたっての留意事項（防災危機管理課、消防保安課、警察本部）

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 県は、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 県警察は必要に応じ、道路管理者等と連携し、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。
- キ 県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。

ア 消防職員による避難住民の誘導

広域消防本部の管理者又は長は、避難実施要領の定めるところにより、市町村長と協力して避難住民の誘導を行うものとする。

イ 警察官等による避難住民の誘導

市町村長は、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、避難住民の誘導を行うよう要請することができるものとする。

また、市町村長は、あらかじめ警察署長等への要請を行うための連絡先を把握しておくものとする。

(3) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

県は、市町村が避難実施要領のパターンを作成するにあたっては、消防庁が作成するマニュアルを参考としつつ、集合場所の設置や避難者名簿の作成方法などについて必要な助言を行う。

この場合において、交通規制等を実施し道路等の実情を熟知している県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

(4) 自衛隊施設周辺の避難における国等との連携

県は、自衛隊施設の防衛拠点としての特性を踏まえて、避難施設、避難経路及び運送手段の確保ができるよう、平素から国及び市町村と十分な連携、調整を図る。

2 救援に関する基本的事項（各関係課）

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、県域内の収容施設、関係医療機関等の情報の蓄積、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【県対策本部において集約すべき基礎的資料】

避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として準備する。

ア 備蓄物資、調達可能物資、調達先のリスト

- ① 医薬品、食品、寝具等の要救援物資の供給が行えるよう物資ごとの流通網（生産、集荷、販売、配給、保管、輸送を業とする者）を把握する。
- ② 仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設関係各種団体のリスト等を備える。

イ 関係医療機関の情報のリスト

- ① 災害拠点病院やNBC攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータを備える。
- ② NBCの専門知識を有する医療関係者のリストを備える。

ウ 収容施設（避難所（長期避難住宅及び宿泊施設を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト

エ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト

オ 墓地、火葬場等の情報のリスト

(墓地、火葬場等の所在、対応可能数等)

カ 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト

(2) 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に必要な設備に関する条件等について電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法等

県は、医療関係団体等に対し、救援、派遣要請など適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。

(4) 市町村との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

(5) 日本赤十字社への委託 (福祉保健総務課)

知事は、救援又はその応援の実施に関し、適当と認める範囲で国民保護措置を日本赤十字社へ委託する。

(6) 国への要請 (防災危機管理課)

県は、あらかじめ想定される武力攻撃災害への救援を円滑に措置するため想定される被災状況に合わせた国への要請手順、品目等を作成しておく。

3 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等

県は、運送事業者である指定公共機関等の輸送力や輸送施設に関する情報の把握及び自然災害時における体制を活用するなどして運送事業者への求めに応じやすい連携体制を構築することで、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制の整備に努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握 (防災危機管理課、地域・次世代交通推進グループ)

県は、運送事業者である指定公共機関等が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

【把握すべき輸送力に関する情報】

① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、貸切バス等）の数、定員、運転者数

- ② 本社、支社及び営業所（中核的営業所等）の所在地、連絡先、連絡方法等
(2) 輸送施設に関する情報の収集

（地域・次世代交通推進グループ、治山林道課、耕地課、道路管理課）

県は、運送事業者である指定地方公共機関等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路（主要林道・農道を含む。）（以下「道路等」という。）、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

【把握すべき輸送施設に関する情報】

- ① 道路等 （路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等）
- ② 鉄 道 （路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等）
- ③ ヘリポート等 （名称、所在地、設置帯規模、管理者の連絡先等）

- (3) 輸送経路の把握等 （治山林道課、耕地課、道路管理課、警察本部）

県は、道路管理者（林道、農道管理者を含む。以下「道路管理者等」という。）の協力を得て、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送が円滑に行えるよう適切な輸送経路の把握に努める。

また、県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し、積極的に提供できるようにするため、道路管理者等と密接に連携する。

- (4) 避難地域ごとに必要とする輸送手段等の把握 （防災危機管理課、治山林道課、耕地課、道路管理課）

県は、要避難地域ごとに必要とする輸送手段等の所要数量等を関係機関等と連携し、次の情報の把握に努める。

- ① 当該地域の住民の人数の把握
- ② 当該地域の住民を避難させるに必要な交通手段及び所要量
- ③ 想定される避難先までの輸送経路（各3経路県内及び県外）
- ④ 当該市町村外からの輸送手段の受入に対する対応策
- ⑤ その他必要事項

4 避難施設の指定等

- (1) 避難施設の指定の考え方 （防災危機管理課）

知事は、避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の人口、都市化の状況、防災のための避難所の指定状況等の地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、あらかじめ次の基準に留意した施設を避難施設として指定する。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県は、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

- (1) 防災のための備蓄との関係（県民生活支援課、衛生薬務課、林業振興課、産業政策課、食糧~~花き~~水産課、県土整備総務課）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材は、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として共有可能な物資は防災備蓄物資を活用することとし、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材については備蓄し、又は小売事業者等と調達に関する協定を締結するなど調達体制の整備に努める。

- (2) 国との連携

県は、国民保護措置に特に必要となる物資及び資材の備蓄、整備について、地域防災計画に基づいて市町村が備蓄している物資を主体におきつつ国全体としての対応を踏まえながら、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、国に対し、必要な物資又は資材の供給について、必要な措置を講ずるよう要請を行うなど密接な連携のもと対応する。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

- (1) 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施にあたり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえた、備蓄、整備、点検に努める。

- (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

県は、国民保護措置を実施するため、平素から管理する物資及び資材の整備、点検に努める。

また、武力攻撃災害への対処に関する措置その他国民保護措置の実施に必要な安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄、調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその推進に努めることとされていることから、県としては、国の対応を踏まえ、国と連携しつつ対応する。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

(広聴広報グループ、防災危機管理課、国際・水素戦略推進課、男女共同参画・多様性推進課、観光振興グループ、観光地経営支援グループ、障害福祉課)

県は、国と連携しながら、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護に関する基礎知識や非常時持出品の準備などについて継続的に啓発の実施に努める。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携 (防災危機管理課)

県は、職員への啓発について、自然災害時の参集等を定めた「職員災害対応ハンドブック」への掲載を検討するとともに、防災講演会など自然災害に関する啓発事業との連携を図りながら啓発活動を行う。また、県民に対して、消防団及び自主防災組織等を通じて啓発を図る。

(3) 学校における教育の推進 (教委・高校教育課)

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育の推進に努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民が取るべき対処等の啓発 (防災危機管理課)

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが

要請に関する事項

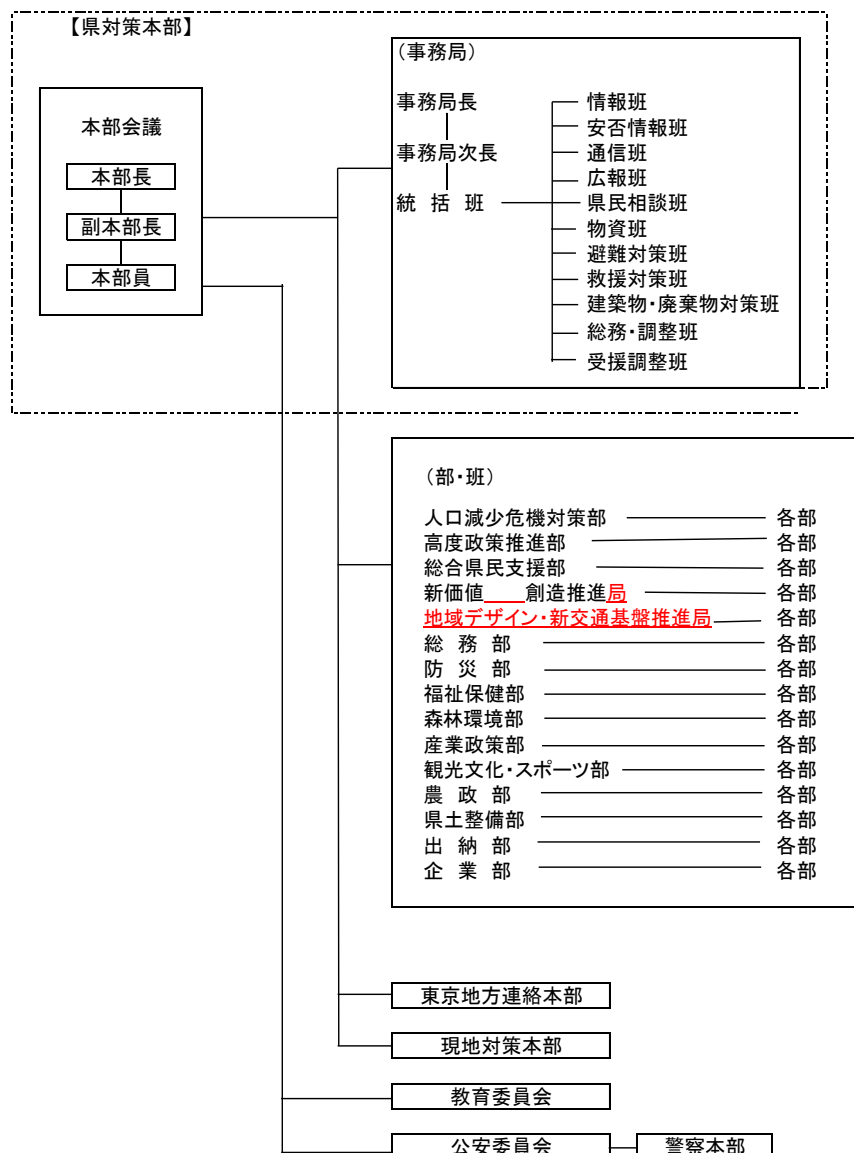
- ④ 被災状況及び国民保護措置実施状況の情報収集、分析に関する事項
- ⑤ その他国民保護措置に関する重要な事項

カ 県対策本部に、部及び班を置き、各部の長は、本部員をもって充てる。
各部の分掌事務は、別表１のとおりとする。

キ 県対策本部に、本部の事務を処理するため、防災局長を局長とし、防災局次長（あらかじめ知事が指名する者）を次長とする事務局を置き、局員は、各部局等からの職員をもって構成する。

事務局には班を置き、その分掌事務は別表２のとおりとする。

ク 県対策本部の組織図は、次のとおりとする。



※ 県対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他当該県の職員以外の者を県対策本部の会議に出席させることができる。

※ 防衛大臣は、県対策本部長の求めがあった場合、国民保護措置の実施に関し必要があると認めるときは、指定する職員を県対策本部会議に出席させるものとする。

県の各部は、次の分掌事務に従って、国民保護措置を実施する。
 なお、県対策本部が設置されない場合においても、同様に対処する。

別表 1 【県の各部分掌事務】

部局名	分掌事務
各部共通	・ 所管施設への警報伝達に関する事。 ・ 所管施設の被害状況把握に関する事。 ・ 所管関係団体への警報伝達に関する事。 ・ 所管関係団体の被害状況把握に関する事。 ・ 所管業務に関する情報収集、報告に関する事。 ・ 国民保護措置業務を持たない所属の他班への応援に関する事。 ・ 国民保護措置に係る他部間の相互応援に関する事。 ・ 国民保護措置に要した経費の支払、精算に関する事。
人口減少危機 対策部 (人口減少危 機対策本部事 務局長)	・ 部内及び関係団体との連絡調整に関する事。 ・ 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事。
高度政策推進 部 (高度政策 推進局長)	・ 政府調査団等の被災視察に関する事。 ・ 他県への事務の委託手続きに関する事。 ・ 国民保護に係る広報に関する事。 ・ 報道機関との連絡調整、放送の要請に関する事。 ・ 国への要望事項取りまとめに関する事。
総合県民支援 部 (総合県民 支援局長)	・ 人権擁護に関する事。 ・ 生活関連物資の需給調整に関する事。 ・ 生活必需物資の調達に関する事。 ・ 私立学校及び県立大学に関する事。 ・ 災害ボランティア活動の支援に関する事。 ・ 避難行動要支援者の安全確保及び支援体制に関する事。 ・ 定住外国人の支援に関する事。 ・ 被災者の就労支援に関する事。 ・ 関係団体との連絡調整に関する事。
新価値・地域 創造推進局 (新価値・地 域創造推進局 長)	~~・ 公共交通機関の運行状況の把握、利用者への情報提供に関する事。~~ ・ 県情報システム及びデータの保守、管理に関する事。 ・ 関係機関との連絡調整に関する事。 ~~・ 避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関する事。~~

<u>地域デザイン・新交通基盤推進部（地域デザイン・地域交通基盤推進局長）</u>	・公共交通機関の運行状況の把握、利用者への情報提供に関すること。 ・避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関すること。
総務部 （総務部長）	・職員の動員、派遣、受入、あっせんに関すること。 ・職員の服務、手当に関すること。 ・職員の安否、補償に関すること。 ・特殊標章等（赤十字標章を除く）の交付、許可に関すること。 ・起債の特例に関すること。 ・国民保護措置関係予算に関すること。 ・庁舎、公有財産の維持、管理に関すること。 ・公用車の管理、運用に関すること。 ・県税の減免、徴収猶予に関すること。 ・市町村の行財政措置の助言に関すること。 ・国民の権利利益救済に係る文書保存に関すること。 ・県議会（臨時議会の招集）に関すること。
防災部 （防災局長）	・国民保護対策本部等に関すること。 ・通信の確保に関すること。 ・警報の通知、避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示に関すること。 ・自衛隊の派遣要請に関すること。 ・消防機関との連絡調整に関すること。 ・避難物資等の備蓄、整備、点検に関すること。 ・危険物資の保安対策に関すること。 ・ガス及び通信事業者との連絡調整に関すること。 ・国民保護に係る訓練に関すること。
福祉保健部 （福祉保健部長）	・避難住民等の救援に関すること。 ・避難行動要支援者の安全確保及び支援体制に関すること。 ・義捐金品に関すること。 ・災害ボランティア活動の支援に関すること。 ・医療実施の要請、医療救護班の調整に関すること。 ・医薬品、医療資機材の確保、供給に関すること。 ・医療関連施設及び福祉関連施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・赤十字標章等の交付、許可に関すること。 ・食品衛生及び保健衛生に関すること。 ・埋葬及び火葬に関すること。

- (キ) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
- ① 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
 - ② 国の対策本部長による港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針を踏まえた対応（必要に応じて、当該指針を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整）
- (ク) 動物の保護等に関する配慮
- 県は、危険動物の逸走の有無や放置された家庭動物の状況を把握し、関係機関と連携して必要な措置を講ずるものとする。

【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- ① 県の地図
（対策本部員等は同一の地図を使用することで情報の共有化を図る。）
- ② 県内の人口分布
（市町村別の人口分布、世帯数、昼夜別の人口データ（避難地区別単位毎、避難行動要支援者データ））
- ③ 県内の道路網のリスト
（避難経路として想定される自動車専用道、県道、主要林道・農道等の幹線道路のリスト）
- ④ 輸送力のリスト
（①鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ②鉄道網やバス網、保有車両のリスト）
- ⑤ 避難施設のリスト
（避難住民の収容能力や屋内外の別、仮設住宅用地に関するリスト）
- ⑥ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（備蓄物資の所在地、名称、数量及び県内の主要な民間事業者のリスト）
- ⑦ 生活関連等施設等のリスト
（知事の行う避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- ⑧ 関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、避難誘導を円滑に実施させるための措置等並びに物資の支援及び調整等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 指定公共機関等への運送の求め (地域・次世代交通推進グループ)

知事は、避難住民の誘導が必要であると判断するときは、輸送人員、輸送区間等を示して、運送事業者である指定公共機関等に避難住民の運送を求めることができる。求めを受けた運送事業者である指定公共機関等は、正当な理由がない限り、その求めに応じ、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、避難住民の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整 (地域・次世代交通推進グループ)

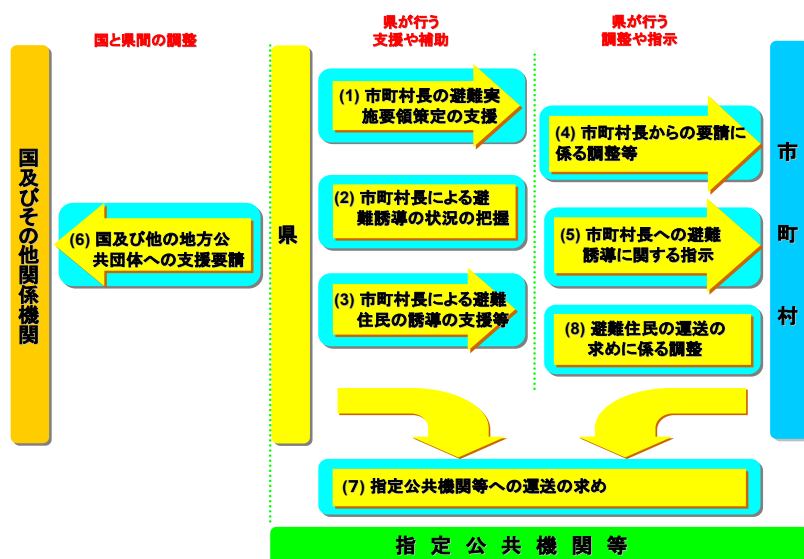
知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の要請が競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的見地からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関等に対し、自ら運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関により避難住民の運送が円滑に行われていない場合には、当該機関に対し、避難住民の運送を円滑に行うよう指示する。当該指示にあたっては、安全が確保されていることを確認するとともに、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行う。

また、運送事業者である指定公共機関が正当な理由がなく運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

※ 県による避難住民の誘導の仕組みを図示すれば、次のとおりである。

県による避難住民の誘導の支援等



第5章 救 援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するための救援に関する措置を実施する必要があることから、救援の内容等について、次のとおり定める。

ただし、知事は、必要に応じ当該事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

救援の指示等



1 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、次に掲げる措置を実施する。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を実施する。

(1) 救援の実施 (各関係課)

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 福祉サービスの提供
- ⑨ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理（必要最小限の部分）
- ⑩ 学用品の給与
- ⑪ 死体の捜索及び処理
- ⑫ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市町村による救援の実施に係る調整

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長に対して、所要の救援に関する措置を委任する。

知事は、市町村長が行うこととする救援の措置内容について、あらかじめ市町村長と調整をした役割分担に従って、緊密に連携して措置を行う。

この場合において、知事は、市町村長が行う措置内容及び当該措置を行う期間を市町村長へ通知する。

(3) 避難住民を受け入れたときの対処

知事及び知事から救援の事務の一部を委任された市町村長は、他の都道府県及び市町村から避難住民を受け入れたときは、当該避難住民の救援のため、当該区域内の避難住民と同様にその備蓄する物資及び資材を必要に応じて供給するものとする。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等 (防災危機管理課)

知事は、救援を行うに際して、次に掲げる事項を検討し必要と判断した場合は、国に対して具体的な内容を示して支援を求める。

また、内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

【国への要請基準】

要避難先地域と指定された市町村における防災備蓄等の数量と要請避難対象者数との比較考量の結果、不足が生じ、県との物資等調達協定事業者の保有数量と県内市町村における防災備蓄等の調達数量を追加し、収用を実施したが、なお不足すると判断したとき。

(2) 他の都道府県に対する応援の求め（防災危機管理課）

知事は、救援を実施するため必要があると認めたときは、他の都道府県に応援を求める。

この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ相互応援協定等があるときは、当該応援協定等の定める活動の調整や手続に基づいて行う。

(3) 市町村との連携

1 (2) において市町村長が行うとされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は、知事の行う救援を補助するとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。

(4) 事業者との連携

県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。

(5) 日本赤十字社との連携（福祉保健総務課）

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託することができる。

この場合には、災害救助における実務に準じた手続きにより行う。

(6) 緊急物資の運送の求め等（産業政策課）

知事が運送事業者である指定公共機関等に対し、緊急物資の運送を求めるときは、緊急物資の名称、数量、輸送区間等を明示し、行うものとする。

求めを受けた運送事業者である指定公共機関等は、正当な理由がない限り、その求めに応じ、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、緊急物資の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。

なお、知事は、正当な理由がないのに求めに応じない運送事業者で、指定公共機関については、国の対策本部長に対し、その旨を通知し、また指定地方公共機関については、その安全の確保のための情報を提供するとともに緊急物資の運送を行うべきことを指示することができる。

ア 収容施設の供与（福祉保健総務課、衛生薬務課、建築住宅課、教委・高校教育課）
知事は、避難施設その他の場所に避難所を開設するとともに、適切な運営管理を行う。併せて、臨時の避難施設等における避難住民等の安全を確保するため、安全基準の設定などの措置を講ずるものとする。

（ア）避難所の候補の把握

・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等とその用地の把握）

（イ）収容期間が長期にわたる場合の対応

長期避難用住宅等（宅建業者を通じた賃貸住宅情報、宿泊施設（居室数）、応急仮設住宅（建設場所等を含む））の把握、応急仮設住宅の建設等の検討

（ロ）応急仮設住宅等の資機材に不足が生じた場合の国等への支援要請の手順の確認

（ハ）提供対象者人数及び世帯数の把握

（ニ）仮設トイレの設置及び清掃、消毒等の適切な管理方法の把握

（ホ）仮設風呂の設置及び管理方法の把握

（ヘ）避難所におけるプライバシーの確保等への配慮

~~（カ）高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対し、介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する避難施設等の配慮~~

イ 医薬品、食品、寝具等の要救援物資の給与

（県民生活支援課、衛生薬務課、産業政策課、食糧~~花き~~水産課、果樹~~園芸~~振興課）

（ア）食品、飲料水、生活必需品の備蓄物資の確認

（イ）物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請の手順の確認

（ロ）提供対象人数及び世帯数の把握

（ハ）引渡場所や集積場所の確認、輸送手段の調達、物資輸送の際の交通規制の確認

（ニ）引渡場所及び集積場所における職員配置と業務内容の確認

ウ 医療の提供及び助産（医務課、衛生薬務課）

避難住民等の医療の提供が必要な者に対し、次のとおり医療の提供等を行うための措置を講ずる。

（ア）医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認

（イ）被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集

（ロ）救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集

（ハ）傷病状況に応じた医療（初期医療、後方医療の分別）の提供

（ニ）利用可能な医療施設、医療従事者の確保の状況

（ホ）医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応

（ヘ）物資の引渡場所や一時集積所の確保

（ト）臨時の医療施設における応急医療体制の確保

（ケ）傷病者の広域後方医療機関等への運送に関する関係機関（消防庁、自衛隊

- 等) への要請
- エ 電話その他の通信設備の提供 (防災危機管理課)
- (ア) 避難施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
 - (イ) 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含む調整
 - (ウ) 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
 - (エ) 聴覚障害者等への対応
 - (オ) 通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請
- オ 福祉サービスの提供
- (ア) 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握
 - (イ) これらの者からの相談対応
 - (ウ) これらの者に対する避難生活上の支援
 - (エ) 福祉避難所の設置
 - (オ) 福祉サービスの提供に係る国等への支援要請
- カ 学用品の供給 (まなび支援課、教委・義務教育課、高校教育課)
- (ア) 児童、生徒の被災状況の収集
 - (イ) 不足している学用品の把握
 - (ウ) 学用品の供給体制の確保
 - (エ) 教科書等の給与に係る国等への支援要請
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 (防災危機管理課、県土整備総務課、建築住宅課)
- (ア) 住宅の被災状況の収集 (被災戸数、被災の程度)
 - (イ) 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
 - (ウ) 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - (エ) 応急修理の相談窓口の設置
 - (オ) 住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請
- ク 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼしているものの除去 (環境整備課、治山林道課、耕地課、県土整備総務課)
- (ア) 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - (イ) 障害物の除去の施工者との調整
 - (ウ) 障害物の除去の実施時期
 - (エ) 障害物の除去に関する相談窓口の設置
- ケ 被災者の捜索及び救出 (防災危機管理課、消防保安課、警察本部)
- (ア) 県消防防災航空隊による捜索及び救出の実施
 - (イ) 捜索及び救出についての県警察、消防機関、自衛隊等の関係機関との連携
 - (ウ) 被災情報、安否情報等の情報収集、提供への協力
- コ 死体の捜索及び処置 (防災危機管理課、消防保安課、警察本部)

(ア) 死体の捜索及び処置の実施についての県警察、消防機関、自衛隊等の関係機関等との連携

(イ) 被災情報、安否情報の確認

(ウ) 死体の捜索及び処置の時期や場所等の決定

(エ) 死体の処置方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）

(オ) 死体の一時保管場所の確保

(カ) 死体の特徴、一時保管所、発見状況等死体概要調書の作成、引継

サ 埋葬及び火葬（国際・水素戦略推進課、男女共同参画・多様性推進課、観光振興グループ、観光地経営支援グループ、衛生薬務課）

各市町村が実施する埋葬及び火葬計画に対して、県はその計画の支援及び関係各機関、市町村間等の連絡調整を図るとともに、防災で定められている広域的な火葬計画等を踏まえた対応を行う。（広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日厚生省生活衛生局長通知第162号））

(ア) 県内各火葬場における対応可能状態の把握とその情報提供

(イ) 近隣都県における火葬場受入状況の把握とその情報提供

(ウ) 県警察等との連携（身元確認、遺族等への遺体の引渡等）

(エ) 宗教、外国人等に関する風俗、風習の把握

なお、市町村国民保護計画には、次の項目を定める。

(ア) 墓地、火葬場等の対応可能人数の把握

(イ) 死者の所在に関する情報集約体制（被災者情報、安否情報の確認等）

(ウ) 死者の状況に応じた墓地、火葬場等の輸送体制

(エ) 墓地、埋葬に関する法律の特例に関する手続（厚生労働省が定める墓地、埋葬に関する法律第5条第1項、第2項及び第14条の特例に関する手続）

(オ) 死体概要調書への処理（埋葬場所、保管場所等）の記載と安否情報への登録

4 医療の要請等

（感染症対策センター、福祉保健総務課、衛生薬務課、医務課、健康増進課）

(1) 医療機関等に対する医療の要請等

ア 医療の要請及び指示

知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、その場所及び期間その他必要な事項を定めて医療の実施を要請することができる。

また、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、避難住民等に対する医療を提供するため、特に必要があるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示することができる。

この場合において、医療関係者に対し、当該医療を的確かつ安全に実施するための必要な情報を随時十分に提供するなど、医療関係者の安全確保に十分配慮する。

イ 医療の提供の依頼等

知事は、県域内の公的医療機関及び民間医療機関に対して医療の提供を行う必要があると認めるときは、医療の提供や救護班の派遣を要請する。

また、国等に対する広域的な後方医療活動（本県で医療の提供が不可能な事案等）を依頼する。

(2) NBC兵器による攻撃に際し、県が関係機関と連携して行う医療活動

ア 核攻撃等の場合の医療活動

(ア) 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施

(イ) 国から派遣された被ばく医療派遣チームによる指導のもと、トリアージや汚染、被ばくの程度に応じた医療の実施

イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動

(ア) 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

(イ) 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置

(ウ) 医療関係者等へのワクチンの接種の実施

ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

(ア) 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

5 救援の際の物資の売渡し要請等（衛生薬務課、産業政策課、食糧~~花き~~水産課、果樹~~園芸~~振興課、畜産課、用地課）

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき次の措置を講ずることができる。

(1) 特定物資の売渡し要請

医薬品、食品、寝具等の要救援物資で、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請を行う。

(2) 特定物資の収用

前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が要請に応じない場合、特定物資の収用及び公用令書の交付を行う。

(3) 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令

生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対する当該特定物資の保管命令及び公用令書の交付を行う。

(4) 土地等の使用

ア 収容施設や臨時の医療施設を開設するために、土地等の所有者及び占有者の同意を得て土地等の使用をする。

イ 収容施設や臨時の医療施設を開設するために、前記の同意を求めたにもかか